

# 災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国腎臓病協議会（以下「この法人」という。）の会員が自然災害によって被害を被った際に、この法人より見舞金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(災害見舞金積立金の設置)

第2条 この規程の目的を達するために「災害見舞金積立金」を設ける。

(対象となる災害の範囲)

第3条 この規程の対象となる災害の範囲とは、この法人の会員の生命、財産に影響および自然災害が発生したときとする。

自然災害としては、地震、落雷、津波、高潮、噴火、風雪水害、地滑り、土砂崩れによるものとし、人的過失による火災（類焼を含む）や家屋損壊は対象としないものとする。

(見舞金の支払対象の範囲)

第4条 この規程による見舞金の支払いの対象者の範囲は、この法人の会員とする。

(災害の評価と見舞金の支払い基準)

第5条 第3条の定める災害によって被害を被った場合の見舞金の支払基準は、次のとおりとする。ただし、家屋とは会員が持家として居住する建物をいう。

(1) 死亡	本人	100,000円
(2) 家屋全壊	建物が損壊	100,000円
(3) 家屋大規模半壊	建物が損壊	70,000円
(4) 家屋永久放棄	永久に放棄する建物	50,000円
(5) 家屋半壊	建物が損壊	50,000円
(6) 家屋の床上浸水		30,000円
(7) 避難勧告10日以上（一災害）		30,000円

(見舞金の請求方法)

第6条 この規程に定める見舞金の請求は、別紙書式（災害見舞金請求書一様式1、様式2）により、この法人に加盟する都道府県組織の代表者によって、この法人の会長に請求することができる。

2 見舞金の請求には、その被災内容を証明する死亡診断書またはそれに代わるもの、公的機関が発行する証明書（罹災証明書等）を添付しなければならない。

(見舞金支給の決定)

第7条 前条の定めるところの請求があった場合は、その支給の承認および見舞金額については理事会で協議し決定する。

(積立金の規模とその積立方法)

第8条 この積立金の規模は100,000,000円を目標とし、この規程の成立した初年度に、

一般会計より運営積立金として 5,000,000 円を繰り入れ、次年度以降、毎年度 5,000,000 円を上限として一般会計より繰り入れる。

2 この規程の定めるところによって見舞金支払いが生じた場合の積立金の取崩し分については、その次の年度より 5,000,000 円を上限として、一般会計より毎年度繰り入れる。

3 この積立金の運用利息およびこの基金指定寄付については、積立金へ繰り入れる。この場合、目標金額 100,000,000 円を超えてもかまわないものとする。

(積立金の取崩し)

第 9 条 この積立金は、理事会の承認により積立金を取崩し、一般会計に繰り入れることができる。

(積立金の管理)

第 10 条 災害見舞金積立金の管理は、経理担当理事が行う。

(不適格および不正請求)

第 11 条 この規程によって見舞金が支給された後、見舞金の請求に関して不適格、不正請求が発覚した場合、理事会で協議の上見舞金の返済を求めることができる。

(大規模災害及び規程以外の災害)

第 12 条 この規程で定める災害が発生した場合で、見舞金の総額が基金で対応できない場合、およびこの規程で定める災害以外の自然災害が発生した場合には、理事会でその対応を協議する。

(規格外事項)

第 13 条 この規程に定めていない事項については、理事会で協議し決定する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2014 年 11 月 24 日から施行する。